

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策

(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年4月26日

在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更するとともに、一部地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、5月3日午前6時までとなっています。

■今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです。

- ・夜間外出禁止時間を午後10時から翌朝午前5時までの間とする(従前は午後9時から翌朝午前5時までの間)
- ・イースター日曜日(5月2日)については、屋内9人まで、屋外12人までの集会を可能とする(いずれも2家族までに限る)
- ・4月24日からショッピングモールの営業再開を可能とする
- ・イースター期間中の小売店等の営業可能日時の指定
(詳細につきましては下記をご参照ください)

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210425_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210425_gaishutsu.pdf

■各警戒レベルとその対象地域(4月19日時点)

(1)レベルB(警戒レベル)

下記レベルC以外の全地域

(2)レベルC(危険レベル)

アッティカ県(アングストリ市、イドラ市、キシラ市を除く)、アハイア郡、ビオティア郡、エヴィア郡(エレクトリア市、マンドゥディ・リムニ・アギアアンナ市、イスティエア・エデ

イブソス市、カリストス市、キミ・アリベリ市、スキロス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、アルゴリダ郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルキス郡、ペラ郡、コザニ郡、タソス郡、カバラ郡、レスボス郡、ザキントス郡、コス郡、レシムノ郡、カリムノス市、キシノス市、ハニア市、キサモス市、フェスト市、セレス市、アンフィポリ市、シンディキ市、ピドナ・コリンドロス市、カストリア市、オレスティダ市、グレベナ市、ガラティニ村、ディディモティホ市、マロニア・サペス市、カルディッツァ市、ボロス市、イリダ市

(今回新たにレベル C となった地域)
アルゴリダ郡、レシムノ郡、キサモス市

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp